

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

日時 平成25年10月29日(火)午前10時12分～午前11時59分

場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

出席委員

田中正第二部会長(会長職務代理) 黒田委員 輿水委員 寺島委員 中杉委員
西川委員 野部委員 羽染委員 平手委員 町田委員 義江委員

議事内容

1 答申

(1) 「(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、風環境、史跡・文化財及び廃棄物に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 諮問

(1) 「中央新幹線(東京都・名古屋市間)」環境影響評価準備書

第二部会長(会長職務代理)の指名により第一部会へ付託。

(2) 「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

第二部会長(会長職務代理)の指名により第二部会へ付託。

3 受理関係

別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

| 区 分 | 対 象 事 業 名 称 | 受 理 年 月 日 |
|---------------|---|-------------------|
| 1 環境影響評価調査計画書 | ・東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3） | 平成 25 年 10 月 3 日 |
| 2 環境影響評価準備書 | ・中央新幹線（東京都・名古屋市間） [法アセス] | 平成 25 年 9 月 18 日 |
| 3 環境影響評価書案 | ・勝どき東地区第一種市街地再開発事業 | 平成 25 年 9 月 30 日 |
| 4 事後調査報告書 | ・南山東部土地区画整理事業（工事の施行中その5） | 平成 25 年 10 月 2 日 |
| | ・首都圏中央連絡道路（一般国道20号～埼玉県境間）建設事業（工事の施行中その23） | 平成 25 年 10 月 15 日 |
| | ・（仮称）IKEA立川建設事業（工事の施行中その1） | 平成 25 年 10 月 18 日 |
| 5 変 更 届 | ・菱光石灰工業株式会社八王子碎石工場採掘区域拡張事業その2 | 平成 25 年 10 月 17 日 |
| | ・都営村山団地（後期）建替事業 | 平成 25 年 10 月 1 日 |
| 6 完 了 届 | ・首都圏中央連絡道路（一般国道20号～埼玉県境間）建設事業 | 平成 25 年 10 月 15 日 |

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会

速 記 録

平成25年10月29日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時12分開会)

木村環境都市づくり課長 大変お待たせして申しわけございません。

義江委員におかれましては、御事情がございまして、大幅に遅れるということでございます。

本日、小島会長が所用により不在でございますので、会長職務代理及び会議の進行につきましては、田中正第二部会長にお願いしたいと思います。

なお、本日、傍聴の申し出もございますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、よろしくお願いいいたします。

田中(正)第二部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定により、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場、着席)

田中(正)第二部会長 それでは、傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退席されて結構です。

ただいまから、平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会を開催いたします。

本日は、会長に代わりまして、私が進行を務めますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、答申1件に係る説明を行った後、諮問2件及び受理報告を受けることにいたします。

それでは、お配りの会議次第の議事1「(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る説明をお願いいいたします。

この案件につきましては、第二部会で審議いたしましたので、その結果について、私から報告いたします。

資料1をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。

本日の資料の1ページ、資料1をご覧くださいと思います。

平成25年10月29日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。
2ページをご覧ください。別紙でございます。

「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成25年5月17日に「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

審議経過は付表のとおりである。

付表は5ページでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、最大着地濃度出現地点では、寄与率が最大41.6%である上に環境基準も超えている。よって、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

1 建設作業に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するもののこれらの数値が高く、計画地に隣接して高齢者福祉施設等があることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めること。

2 工事用車両の走行について、予測では大型車の搬出入口を外堀通りに限定し、区道沿道地域の騒音・振動の増加を抑制する計画としていることから、このことを環境保全のための措

置に記載すること。

3 関連車両の走行により区道出入口付近の騒音・振動が増加するとしているが、隣接して高齢者福祉施設等があることから、急発進や急停車を避けたスムーズな出入を誘導する方策を検討し、環境保全のための措置に記載すること。

【土壌汚染】

予測・評価において、現在、計画地内に医療機関が存在するため、法令に基づき土壌汚染状況調査を行い、汚染土壌が確認された場合には、適切な措置を実施することから、土壌汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、現段階では、当該医療機関が供用後の施設で引き続き開業することも考えられることから、必要に応じて有害物質の適正管理等、環境保全のための措置を徹底すること。

【地盤、水循環 共通】

工事の施行中に地下水位の低下や地盤の変形が確認され、工事に起因すると判断された場合には、速やかに対応策を講じるとしていることから、その対処の内容を例示するなどして明らかにすること。

【風環境】

風洞実験の予測結果では、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、計画建物の周辺に高齢者福祉施設や歩道等があることから、より一層の防風対策を実施すること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【史跡・文化財】

事業計画地内には、周知されていない埋蔵文化財が存在する可能性があることから、確認調査と並行して行われる建築物の解体工事等に当たっては、遺跡に影響を与えないよう慎重に作業を行うこと。

また、確認された遺跡の保存方法等について、地元教育委員会等関係機関の指示に従うこと。

【廃棄物】

計画建築物には医療機関が入居することも考えられることから、施設の供用に伴い発生が想定される特別管理産業廃棄物の処理・処分方法について、環境保全のための措置に記載すること。

5ページは付表でございます。

以上でございます。

田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案は、平成25年5月17日に当審議会に諮問されまして、第二部に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いただきました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から2件の意見書の提出がありました。また、関係区長である新宿区長、千代田区長及び港区長からも意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして、事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、1名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認めますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるように努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業の計画地は、新宿区四谷一丁目及び本塩町の一部に位置する約1.8haの敷地でございます。

事業の内容は、業務、商業、住宅、教育などからなる複合建築物を建設するものです。

対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

まず、【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働による二酸化窒素の予測値は、環境基準を超えていることから、環境保全のための措置の徹底を求めるものでございます。

次に、【騒音・振動】です。

計画地に隣接して高齢者福祉施設などがあることから、建設作業騒音、振動の提言に努めるよう求めるものなど、3件でございます。

次に、【土壌汚染】です。

供用後に医療機関が入居することも考えられることから、有害物質の適正管理等、環境保全のための措置の徹底を求めるものでございます。

次に、【地盤、水循環 共通】です。

工事に起因する地下水位の低下や地盤の変形が確認された際の対処内容を記述するよう求めるものでございます。

次に、【風環境】です。

隣接する高齢者福祉施設や整備される歩道などに配慮するために、一層の防風対策の実施を求めるものでございます。

次に、【史跡・文化財】です。

計画地内には、周知されていない埋蔵文化財が存在する可能性があることから、解体工事に当たり、慎重な作業を求めるものでございます。

最後に、【廃棄物】です。

供用後に医療機関の入居が考えられることから、特別管理産業廃棄物の管理方法など、環境保全のための措置への記載を求めるものでございます。

報告は以上ですが、何か御意見等ございますでしょうか。

第二部会の委員の先生方、追加説明等ございましたら、お願いいたします。

第一部会の先生方、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

田中(正)第二部会長 かがみの配付はどうされますか。

上田アセスメント担当課長 とりあえず四谷の答申案を御説明したという形をとらせていただきまして、今後、これについて、今、義江委員がこちらに向かっていますので、着いた段階で再度開会という扱いにさせていただきます。

田中(正)第二部会長 分かりました。

ただいま事務局から御説明がありましたとおりですので、かがみの配付等につきましては、また改めて御案内申し上げます。

それでは、次に進めさせていただいてよろしいですね。

それでは、本日の議事の2番、諮問です。

まず、諮問案件につきまして、事務局から御提案をお願いいたします。

木村環境都市づくり課長 それでは、お手元の資料の2と3について、各案件の諮問文でこ

ざいます。

続けて朗読をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

25環都環第350号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第84条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成25年10月29日

東京都知事 猪瀬直樹

記

諮問第410号「中央新幹線(東京都・名古屋市間)」環境影響評価準備書

続きまして、資料3、右のページをご覧ください。

25環都環第345号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成25年10月29日

東京都知事 猪瀬直樹

記

諮問第412号「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

以上です。よろしくお願いいたします。

田中(正)第二部会長 ありがとうございました。

ただいま、諮問案件2件につきまして、朗読していただきました。このうち、1つ目の「中央新幹線(東京都・名古屋市間)」環境影響評価準備書につきましては、第一部会に付託させていただきます。案件2番目の「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、それぞれの部会の皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。

お手元に水色の「中央新幹線(東京都・名古屋市間)」環境影響評価準備書要約書がござ

います。これは法アセスの案件でございますので、東京都条例でいう評価書案に相当するものがこの準備書という形になります。本来でしたら、準備書の正式なものはこの厚い冊子です。約1,400ページあるということでございまして、これは今日、委員の席には置けないので、私の手元に置いております。あと、図面集が大きいもので来ておりまして、これもお手元には置けないので、こちらに1部だけ置いております。

今日の説明は、そこに要約書がございますので、それに基づいてさせていただきたいと思いますが、この間、配慮書と方法書の段階でも、この案件は御説明しております。また、報道も多くされているところもありまして、なるべく要約した形で御説明をしたいと思っております。

それでは、ただいまの要約書の1-1・2-1・3-1、第1章、第2章、第3章が1ページになっておりますけれども、ご覧いただきたいと思っております。

対象事業の名称は、中央新幹線（東京都・名古屋市間）でございます。

事業者の名称は、東海旅客鉄道株式会社でございます。

主たる事務所は、名古屋市中村区名駅一丁目でございます。

対象事業の目的と内容ですけれども、中央新幹線の経緯については、全国新幹線鉄道整備法に基づく建設指示までの沿革が下の表に出ておりますが、昭和48年に運輸大臣が基本計画を決定いたしまして、平成2年には、運輸大臣が鉄建公団と事業者に対して、東京都・大阪市間の地形・地質の調査の指示をしています。平成20年12月には、国交大臣が事業者等に対して、新幹線鉄道整備法第5条に基づく残りの調査のことで指示をしております。平成23年5月には、交通政策審議会において、営業主体及び整備計画について答申があったということで、国交大臣から建設が指示されたことになっております。

続きまして、3-2ページをご覧いただきたいと思っております。そこに基本計画と整備計画の表が出ております。

決定した基本計画は、起点が東京都、終点が大阪市ということで、甲府市、名古屋市、奈良市のそれぞれの付近を経由地として通過することになっております。あと、基本計画の決定後に、甲府市付近から長野県内にかけての区間について、3つのルートが検討されてきましたけれども、交通政策審議会において、南アルプスルートに基づく整備計画が答申されて、今回の整備計画になっております。

整備計画についてでございますが、真ん中の表、走行方式は、超電導磁気浮上方式。最高設計速度については、毎時505km。建設に要する費用の概算額については、約9兆円になっております。

対象事業の目的といたしまして、新幹線の整備は、国土の総合的かつ普遍的な開発に重要な役割を果たすということと、あと、開業から48年を経過した東海道新幹線の経年劣化への抜本的な対策、大規模な災害への対策ということで、早期に整備する必要があることになっております。

3-3ページには、整備に当たって、分割方式をとりまして、東京都・名古屋市間を先行して、優先して整備をいたしまして、名古屋市・大阪市間は後に整備する形になっております。

対象事業の内容ですけれども、その表にあるとおり、路線概要といたしまして、概略の路線選定では、超電導リニアの超高速性を踏まえ、できる限り直線に近い形といたしまして、現在ある山梨実験線を本線に活用することになっております。

最小曲線半径は約8,000m、最急勾配は約40‰になっております。都市部では、できる限り大深度地下を利用していくことも記されております。

地形・地質の制約については、活断層や、脆弱な性状を有する地質を回避し、また通過する場合もできるだけ短くすること。

主要河川については、地上部で通過することを基本にしているものでございます。

あと、環境要素等による制約条件として、一番下にあるとおり、市街化・住宅地化が進展しているところでは、市街化地域をできるだけ回避することになっております。

続きまして、3-4ページをご覧ください。駅位置の選定について出ております。

ターミナル駅となる東京都及び名古屋市おターミナル駅は、地下駅ということで、新幹線と在来鉄道との円滑な乗り継ぎを確保することになっております。

中間駅は、1県1駅ということで、高速道路のインターチェンジ、在来線の鉄道から近いところを選んでいくということでございます。

地上駅の場合は、電波障害や日照障害をできる限り低減するために、著しく高い建物の構造にならないようにすることも定めております。

続きまして、3-5ページ、長いトンネル区間における非常口では、自然公園区域を回避した上で、多摩ニュータウンと町田の既成市街地の間を通過することになっております。

路線の絞り込みや駅位置の絞り込みについては、配慮書や方法書を具体した形になっております。3km幅でルートを引きまして、その中で検討したことになっております。

東京都内における路線概要でございますが、3-6をご覧くださいと思います。

総延長が286kmのうち、都内は約20kmということで、複線で整備することになっております。駅については、都内は1カ所、発電施設が1カ所、非常口が5カ所になっておりまして、都内は

全て大深度地下を通過することになっております。

工事期間は、平成26年度から39年度ということで、39年度には営業開始という形で、運行は、午前6時から24時までの間に1日当たり150本を想定していると書かれております。

お隣3-7、3-8には、路線計画図がございます。

3-9ページ、地下駅のターミナルの構造が書かれております。ちょうど品川の新幹線の駅の下に、約40m掘り下げて、2面4線のホームをつくることになっております。

続きまして、3-10ページ、トンネルの構造でございますが、シールド工法によりまして築造することになっておりまして、シールド直径は約13mになっております。

その下、非常口の概要でございます。おおむね5km間隔で、直径30mを基本として設けるといことで、避難用のエレベーター及び階段を設置することになっております。

3-11ページ、換気施設でございますが、そこに概要が出ておりますけれども、トンネルの施設内の換気を行うほか、消音設備、微気圧波及び低周波音への対策を施すことになっております。これは非常口と兼ねることになっております。

3-12ページ、変電施設でございます。変電施設は、路線沿線に20kmから40km程度の間隔で設置することになっておりまして、都内でも1カ所ございます。

3-13ページ、工事方法ですけれども、駅部、トンネル部、発電施設、施工ヤードなどが3-13から3-20ページの間で示されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、3-21ページ、工種と主な施工機械ということで、これは騒音・振動等を含めて、アセスを検討する上で重要な事項になるものですが、工種、作業内容及び主要機械については、そこに書いてあるとおりでございます。クレーン、バックホウ、ダンプトラックなどが主な建設機械として挙げられております。

3-23ページ、超電導リニアの原理が書かれております。既に御存じだと思いますが、超電導磁石による反発・吸引力を発生させて、車両を浮上させ、推進するとしておりまして、具体的な説明は、3-23ページから3-25ページまでの間に書かれております。

続きまして、3-26ページ、災害への対応でございます。まず、地震ですけれども、東海道新幹線で実績のある早期地震警報システムを導入することで、早期に列車を減速・停止させることが可能だとしております。雷、そして3-27ページには、風、降雨と降雪、停電、火災への対応が書かれております。特に火災への対応については、車両を不燃化・難燃化することで、万が一、火災が発生した場合でも、原則として、次の駅またはトンネルの外まで走行して、避難誘導施設から避難をしていただくことになっております。

3-28ページ、やむを得ず火災のときにトンネル内で停車した場合についても、保守用通路、非常用通路を通り、非常口から地上に避難することが記されております。

続きまして、4-1-1ページ、対象事業実施区域について書かれております。都内23区内では、港区、渋谷区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区の6区。市部では、稲城市、町田市、多摩市、八王子市の4市になっております。

続きまして、7-1ページ、環境影響評価の項目の選定についてでございます。その表に想定される影響要因が載っております。工事の実施と土地または工作物の存在及び供用という大きく2つの要因に分けて選定をしたことが書かれております。

7-2ページ、環境影響評価項目でございます。環境要素の区分ですけれども、大気環境、水環境、土壌に係る環境、生態系、廃棄物などを選定したことになっております。

7-3、7-4、7-5には、環境影響評価項目と選定理由がそこに示されております。

以上が本件事業の概要でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」についてでございます。

お手元に紫色の環境影響評価書案がございます。こちらをご覧いただきたいと思っております。

事業者の名称などについてでございますけれども、名称は、勝どき東地区市街地再開発準備組合。

組合の所在地は、中央区勝どき四丁目となっております。

対象事業の名称及び種類でございますが、「勝どき東地区第一種市街地再開発事業。」種類は、住宅団地の新設、高層建築物の新築となっております。

対象事業の内容と概略でございますが、この事業は勝どき二丁目及び四丁目地内に事業区域面積約3万8,800㎡に住宅、オフィスなどの複合高層建築物等を建設する計画でございます。

以下の表に概略を載せてございますが、敷地面積が約27,500㎡、建築面積が11,000㎡、床面積が36万㎡、高さが最高のもので195m、住宅戸数が3,020戸ということで、工期は平成27年から37年になっております。

続きまして、5ページ、事業の目的でございます。計画地は、都営大江戸線の勝どき駅に近接したところで、晴海地区を中心にした大規模開発が進んでいるエリアの中にあるということでございまして、晴海通り、今後完成が予定される環状2号線によって東京駅や銀座などにも至近な距離となるものでございまして、臨海地域の一部として今後発展することが予定されている地域でございます。

7ページ、計画地の位置図でございます。先ほど申し上げましたとおり、計画地は北東側に

晴海通り、北側に清澄通りが通っておりまして、朝潮運河、新月島運河に面しているところ
でございます。晴海通りと清澄通りの交差点には、大江戸線の勝どき駅がございまして、計
画地と隣接するものでございます。周辺は、住宅地、事務所、倉庫などが建ち並んでいると
ころでございます。

8ページ、計画地周辺の航空写真になってございます。

9ページ、計画地内の既存建物の状況でございます。水色が目立つと思いますが、倉庫・運
輸関係施設が多く建ち並んでいるものでございます。

12ページ、事業の基本計画でございます。建物の配置計画は、下の表にあるとおりでござ
いまして、4棟の建築物を計画しております。A1、A2、A3、B棟ということで、そこに書かれ
ておりますが、A1棟が195m、地上56階、A2棟が165m、地上44階などとなっております。

13ページには、配置計画図、14、15ページには、断面図、16ページには、完成予想図がご
ざいまして、ご覧いただきたいと思っております。

17ページ、そこに表がございまして、関連車両による交通量が出ております。3棟、3地区
合計で2,400台となっておりまして、関連車両の走行ルートは、18ページに出ております。

続きまして、17ページ、駐車場計画でございますが、自走式と機械式を設ける予定として
ございまして、合計で1,230台を整備する計画としております。

駐輪場計画でございますが、東京都条例に基づいて、利用者、従業者分の台数を確保する
ことになっております。

続きまして、歩行者動線ですけれども、20ページに歩行者動線が出ておりまして、勝どき
駅地下連絡通路及び出入口を整備いたしまして、別途整備される人道橋とあわせて、歩行者
動線を効果的に配置した、円滑な動線計画となっているものでございます。

21ページ、設備計画でございますが、特に雨水について、雨水貯留槽を設置いたしまして、
雨水流出量を抑制した上で公共下水道に放流する計画であるとしております。熱源計画につ
いては、都市ガスなどの個別熱源を前提として検討を進めているということで、地域冷暖房
の採用は予定がないことになっております。

続きまして、廃棄物処理計画でございますが、関係する法令等に基づいて対応するとして
おりまして、積極的なリサイクルに努めることになっております。

続きまして、緑化でございますが、緑化計画は、22ページにお示ししてございますので、
見ていただきたいと思っております。計画地の土地利用は、倉庫とか運輸関係施設が多くなって
おりまして、もともと緑に乏しく、運河とのつながりも薄かったこともございまして、そこで、

この事業は、東京都条例に基づきまして、東京都条例の緑化基準を上回る緑の創出を図る計画を立てまして、沿道や水辺の緑による緑化とあわせて緑化の推進をしていくことになっております。

24ページ、施工計画でございます。

工事の工程について、隣の25ページでございますが、平成27年から37年にかけて、121カ月の工期を予定しているもので、A地区、B地区それぞれの工種、工程はその表にあるとおりでございます。特にA地区でございますけれども、27年度から32年度にかけて、解体工事、建設工事を先行して行い、A地区が竣工した後にB地区を32年度から37年度にかけて行うことになっております。

続きまして、35ページ、環境影響評価の項目でございますが、計画地は、環境影響評価条例の特定の地域になっております。したがって、この案件については、審議項目が大気汚染などの6項目になっております。項目との関連表は36ページに載っております。「史跡・文化財」については、有形文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないということで、環境影響評価項目として選定していないとなっておりますけれども、工事中に未周知の埋蔵文化財が確認された場合には、「文化財保護法」や「中央区文化財保護条例」などに基づいて、適切な措置を講じるとしております。

続きまして、「電波障害」でございます。電波障害については、衛星放送のみを対象として予測評価を実施しております。しかし現在では、スカイツリーからの地上デジタル放送の本放送が5月末より始まっておりますので、本放送が始まった以降の地上デジタル波の現況調査、予測・評価、環境保全対策について行いまして、評価書や、今後行う事後調査報告書などで調査した上で報告することになっております。

以上が本件の事業の概要でございます。

中央新幹線ともども続けて説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、第一部会及び第二部に付託されますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、資料4、受理関係につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

木村環境都市づくり課長 それでは、私から受理関係について御報告を申し上げます。

資料4をご覧ください。

まず、環境影響評価調査計画書が1件ございます。そして、環境影響評価準備書1件、環境影響評価書案1件、事後調査報告書3件、変更届2件、完了届1件を受理してございます。

各受理報告につきましては、担当から御説明をさせていただきます。

佐藤アセスメント担当課長 お手元にあります黄緑色の冊子が東京港国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）の環境影響評価調査計画書でございます。

この案件につきましては、既に文書におきまして、諮問させていただいているところでございます。

調査計画書の1ページ、まず、事業者の名称になりますが、国土交通省関東地方整備局、東京都、東京港埠頭株式会社の3者になってございます。

対象事業の名称及び種類になりますが、東京港国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）事業の種類としましては、ふ頭の新設になってございます。

対象事業の内容の概要になりますが、この事業につきましては、東京都の臨海部に位置します中央防波堤外側埋立地（その1）の既設の岸壁の法線に垂直方向に500mとりまして、平行方向に400mから570mにわたりまして、大水深コンテナふ頭を建設するものになってございます。このヤードの後ろにあわせまして、臨港交通施設、港湾道路を整備するものでございます。

3ページ、地図が小さくなっているのですが、対象事業の位置になりますが、東京都の臨海部に位置します中央防波堤外側埋立地（その1）。大きい方の図の斜線でくくられている四角の部分になってございます。この埋立地の外周の既設護岸、今、深さが大体、6mから8mになっているのですが、ここを海側に深さ16mの耐震強度岸壁を建設する事業になってございます。

4ページの写真をご覧ください。写真が上下に2つありますけれども、上の図4.2-2が大体、南東方向から見た状態になってございます。下の図4.2-3が真上から見た部分。事業区域としまして、岸壁左側になりますが、こちらが400m。右手の黄色い線が長いほうで570mという形になってございます。岸壁部分の水深を16m掘り下げるものになってございます。

対象事業の概要ですけれども、6ページの図4.2-4をご覧くださいと思います。図の中にいろいろな四角がありますが、二重線で囲まれているものが対象事業になってございます。対象事業が3つありまして、岸壁でございまして、延長が400m、海側への前出しが50m、水深が16mとなっております。ヤードですが、延長が400mから570mということで、岸壁側が400m、道路側が570m、奥行きが450mとなっております。ヤードの面積ですが、23.2haでござ

ざいます。臨海交通施設(道路)についてですが、延長が570m、幅が60mとなっております。破線で囲まれました枠が関連事業になってございます。本事業の西隣にあります からが大水深コンテナふ頭事業になってございます。こちらの事業ですが、条例アセスの対象となっております、平成23年12月に評価書が出てございます。今、工事が進行中です。

先ほどの4ページの写真を見ていただきたいのですけれども、下の写真で黄色でくくった枠の上の部分が関連事業として今、工事が進んでいる部分になってございます。

6ページにお戻りください。 から のさらに奥の隣にあります から が中規模コンテナふ頭事業ということで、こちらは中規模ですので、水深が11mとなっております。また、 、 が航路・泊地、水深16m、面積が109.5haとなっております。

続きまして、17ページ、事業工程をご覧ください。表の4.2-2が対象事業の工程になってございます。岸壁工事、ヤード工事、道路工事、いずれも平成27年度の途中から始めまして、岸壁、道路が29年末まで、ヤードが一部30年度に組み込んで工事を行います。こちらのふ頭ですが、供用開始は、平成30年度を予定してございます。

下が関連事業の工程になってございますが、既に大水深コンテナふ頭につきましては、20年度から事業を始めまして、現在、岸壁工事、道路工事を実施中でございます。今年度途中から来年度、27年度にかけまして、ヤード工事を実施していく形になってございます。

その奥にありました中規模コンテナも20年度から27年度にかけまして、現在、工事中の事業となっております。

86ページ、環境影響評価の項目をご覧ください。選定した項目ですが、87ページの表1-1で丸をつけている大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、景観、廃棄物の6項目になってございます。

88ページ、表7.1-2が選定した項目とその理由になってございます。

88ページをご覧ください。まず、大気汚染ですが、工事の施行中につきまして、建設機械の稼働及び工事車両によります大気質への影響が想定されることから、今回、環境影響評価項目として選定してございます。工事の完了後についてですが、ふ頭の供用に伴います利用車両、相当運送車両が来るとお思いますので、それと作業機械、クレーンとかそういうものが相当動きます。こちらによります大気質への影響が想定されることから、環境影響評価項目として選定してございます。

騒音・振動についてですが、こちらでも工事の施行中、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の影響が想定されますので、環境影響評価項目として選定してございます。工事の完了後、

ふ頭の利用車両の走行に伴う騒音・振動の影響が想定されることから、環境影響評価項目として選定してございます。

水質汚濁ですが、工事の施行中ですけれども、岸壁工事、浚渫工事によりまして、濁りの発生が想定されることから、環境影響評価項目として選定してございます。工事の完了後になりますが、こちらにつきましては、潮流が変化することで水質に影響を及ぼすことが想定されることから、環境影響評価項目として選定してございます。

生物・生態系、景観、廃棄物等につきましては、こちらに書いてある理由で項目選定をしてございます。

90ページ、表7.2-1が選定しなかった項目となっております。選定しなかった項目につきましては、悪臭などの11項目となっております。

東京港国際海上コンテナターミナル整備事業についての説明は以上になります。

上田アセスメント担当課長 それでは、続きまして、本日の資料の9ページ、事後調査報告書でございます。

事業名が南山東部土地区画整理事業ということで、平成14年2月28日に答申をいただいたものでございます。

受理日が平成25年10月2日。

事業の種類が土地区画整理事業ということでございます。

位置は、東京都稲城市矢野口ということで、施工面積が87ha、組合方式の土地区画整理事業でございます。平成29年度まで工事が行われるということで、今回、工事の施行中その5という事後調査報告書でございますけれども、全部でその10まであるうちのちょうど半分まで来たというもので、平成24年度分になっております。

調査項目ですけれども、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、地形・地質、文化財、廃棄物となっております。

まず、大気汚染ですけれども、切盛土工事期間中の降下ばいじんの事後調査結果ですけれども、1ヶ月、1平方キロあたり0.6~3.8トンという数字が出ておりますが、工事着手前の測定結果と同程度かそれを下回っているものでございます。予測で想定した粉じん防止対策を実施したほか、粉じん対策の強化策として、人家が近接する盛土箇所には高さ5mの防じんシートを設置して工事を実施した結果、工事による粉じんが飛ぶことには影響が少なかったのではないかと考えられております。

続きまして、騒音でございますが、建設作業騒音レベルの事後調査結果（68dB）は、予測

結果と同じ値でございました。また、土工の最大値（75dB）は、予測結果を下回って、環境確保条例に定める指定建設作業騒音の勧告基準を下回っているものでございます。

続きまして、振動でございますが、建設作業振動レベルの事後調査結果（46dB）は、予測結果を下回った。土工の最大値（48dB）は、予測結果を下回り、各工種で環境確保条例に定める指定建設作業振動の勧告基準値を（70dB）を下回っているものでございます。予測結果を下回った理由は、近隣の民家への影響の低減を図るために、建設機械の台数及び出力をできる限り抑えて作業を行ったというものでございます。

水質汚濁でございますが、仮設調整池から三沢川へ放流しているときの三沢川の浮遊物質量の事後調査結果は14～18mg/Lということで、三沢川の環境基準値50mg/Lを下回っていたということでございまして、工事による河川水質への影響は、少ないことが考えられるとしております。

続きまして、10ページをご覧ください。

地形・地質でございますが、長大法面形成後に実施した斜面の変形の有無の確認調査ですが、ひびや沈下等の変形は見られず、予測のとおり斜面の安定は、保たれているというものでございます。

続きまして、史跡・文化財です。計画区域周辺にある稲城市指定の「庚申塔」「板碑」及び「筆塚」については、工事施行中に実施した文化財の損傷の有無の確認調査では損傷は見られていないというものでございます。また、計画区域内にある国指定の「江戸の里神楽」については、工事着手前に協議の上、当該文化財の関連品、これは衣装とお面ですが、適切な場所に仮移転をして、現在保存中でございます。

廃棄物でございますが、事業に伴う廃棄物の排出量については下の表にあるとおりでございますが、アスファルト塊等については、再資源化施設へ搬出しており、再利用率は100%となっております。建設発生土についても、計画区域内における盛土用の土砂として利用したり、残りの建設発生土は他の土地区画整理事業等に利用することで搬出してありまして、これの再利用率は100%となっております。

苦情の有無でございますが、大気汚染に関するもの6件、騒音に関するもの6件、振動に関するものが3件でございました。散水の箇所や回数の増加、防じんシートの設置位置の工夫などの対応に当たり、一定の理解を得たことになっております。水質汚濁に関するものが1件ございましたが、本事業に起因する濁水ではないことを確認して、説明をして、理解をいただいたというものでございます。

佐藤アセスメント担当課長 続きまして、「首都圏中央連絡道路（一般国道20号～埼玉県境間）建設事業」の事後調査結果について御説明いたします。

本日の資料の11ページをご覧ください。

本事業ですが、答申日が昭和63年11月4日、約26年前になってございます。

報告書の受理日ですが、平成25年10月15日。

事業の種類ですが、道路の新設となっております。

本工事の工事期間ですが、平成5年12月から平成24年3月まで。使用開始年度は平成23年度ということで、既に供用済みとなっております。

先ほど事務局から御説明いたしましたが、本件につきましては、一応、完了届が出ている状況でございます。

事後調査の区分になりますが、工事の施行中その23。この後に工事の施行中24が出てきまして、工事の完了後の調査結果になっていく形になってございます。

調査項目ですが、騒音、振動、水質汚濁、地形・地質、陸上植物、水生生物になってございます。

騒音（建設機械の稼働による建設作業騒音）についてですけれども、建設工事に伴う騒音レベルの事後調査結果につきまして、路盤工及び表層工、透明のビニールがついております報告書の7ページをご覧ください。

7ページに地図がありますけれども、区、高尾山インターチェンジの工事に該当いたします。事後調査結果が55dBとなっております。表層工は、同じく7ページの区、八王子ジャンクションでの工事になってございます。こちらでの騒音ですが、58dBとなっております。評価書の予測結果、路盤工・表層工の予測値としまして、52～83dB、表層工の予測値65～78dBになってございますが、これを下回るまたは同程度でございました。また、条例の勧告基準につきまして、同程度または下回ってございました。

続きまして、振動（建設機械の稼働に伴う建設作業振動）でございまして、工事区間は騒音と同じ形になってございます。事後調査結果、路盤工・表層工が36dB、表層工が32dB、評価書の予測結果が路盤工・表層工80dB、表層工65dB、また、環境条例の勧告基準を下回ってございました。こちらの振動ですけれども、予測結果が結構下回っている状況になってございますが、その予測結果を下回った理由ですが、まず、今回、振動の大きい振動ローラを使用していない。また、建設機械を同一箇所集中的に稼働させることをしない配置にしたという配慮がございまして、また、報告書の中にはないのですが、事業者を確認したのですが、

予測をしたのが昭和63年ということで、25年も前ということで、建設機械の技術が相当進んでいるということで振動が抑えられたことが考えられるということでございます。

続きまして、水質汚濁、区域（南浅川）での調査地点であります、報告書の34ページをご覧ください。赤の部分が水質汚濁の調査地点になってございます。上流と下流があるかと思うのですが、が工事箇所、の部分が水質汚濁の調査箇所になってございます。水質汚濁（浮遊物質）についての事後調査結果ですけれども、工事のピーク時に案内川の下流で4mg/Lということで、こちらも環境基準を下回ってございました。

地形・地質についてですけれども、土地の安定性、こちらは区（南浅川）における土地の安定性についてですが、急斜面での断切りによる盛土や法止め工等、適切な法面工事を施工したため、影響はなかったという状況でございます。

報告書の41ページの地図で、赤丸でくくってある部分が法面の保護工を行っている部分になってございます。

42ページに写真がございまして、法面につきまして、このような形で保護をしまして、地形・地質の変化をとどめている状況になってございます。

開削工事、トンネル工事等に伴う地下水位の変化の状況ですけれども、地下水位につきましては、工事前における地下水位の変動と比べまして、大きな変化はございませんでした。

続きまして、12ページをご覧ください。

陸上植物、こちらは「環境保全のための措置」の実施状況になりますけれども、まず、区域（南浅川）の高尾山IC周辺、こちらは報告書の57ページの図、丸でくくってある部分、区のジャンクションの部分になりますが、こちらの工事改変予定区域でウスベニニンソウ、カンアオイ、エビネ等の17種の注目植物を確認してございます。こちらの17種につきましては、報告書の58ページの表5-2に一覧がございまして、ご覧ください。これらの個体に対しまして、生育適地に移植を行ってございます。移植後の個体の状況についてですが、報告書の62ページから67ページの写真にあるとおりということで、比較的定着している状況でございまして。

続きまして、区域（高尾山トンネル）の部分になりますが、高尾山トンネル南坑口周辺、こちらは報告書70ページの地図の赤丸の部分になってきます。こちらの工事改変予定区域では、イチリンソウ、キジョラン、ヒレノブキなどの18種の注目すべき植物が確認されてございます。この18種の一覧表ですが、71ページの表5-6にございまして、こちらをご覧ください。こちらのそれぞれの個体につきましても、生育適地に移植をしてございます。移植後の

個体の状況につきましては、報告書の74ページから79ページの写真の状況になってございます。

続きまして、水生生物についてですけれども、区域（南浅川）の案内川、報告書82ページの地図をご覧ください。こちらの部分が調査地点でございますが、環境影響評価書の調査時と工事前調査、工事後調査、いずれの調査でも、カゲロウ類、シロハラコカゲロウ、クロマダラカゲロウなどですけれども、これが大部分を占めるなど、生育の状況に大きな変化はございませんでした。

区域（裏高尾）の小仏川、こちらは同じく83ページの でくくった部分が調査地域になってございますけれども、環境影響評価書時調査、工事前調査、工事後調査いずれの調査でも、カゲロウ類などが大半を占めるということで、生息状況に大きな変化はございませんでした。

この案件につきましてはの苦情は特にございません。

続きまして、「（仮称）IKEA立川建設事業」の事後調査報告を御説明させていただきます。

本日の資料の13ページをご覧ください。

答申が平成24年11月28日。

事後調査報告書の受理日が平成25年10月18日になってございます。

事業の種類ですが、自動車駐車場の設置でございます。

駐車場の駐車台数ですが、約1,400台。本施設の主要用途は、物販店舗という形になってございます。工事予定期間ですが、平成25年2月から平成26年2月ということで、1年間を予定してございます。供用予定ですが、平成26年4月から使用するという形でございます。

今回の調査ですが、工事の施行中その1になってございます。この後、施工中その2が出まして、工事完了後の報告という形になってございます。

調査項目ですが、大気汚染、騒音・振動の2項目になってございます。

大気汚染ですが、まず、1つ目としまして、建設機械の稼働に伴う排出ガスの大気中の濃度ですが、IKEAの報告書は白い報告書になりますけれども、8ページ、図4.2-1の中の のAが調査地点になってございます。二酸化窒素の事後調査結果ですが、0.021ppmということで、予測結果0.0346ppmを下回ってございます。浮遊粒子状物質の事後調査結果ですが、0.019mg/m³、予測結果0.0334mg/m³を下回ってございます。

工事用車両の走行に伴う排出ガスの大気中の濃度ですが、二酸化窒素、こちらの調査地点ですけれども、報告書の8ページの のB地点、 のaからcが調査地点になってございます。

事後調査結果ですが、0.017～0.023ppmということで、予測結果0.028～0.0258ppmと同程度または下回ってございました。浮遊粒子状物質の調査地点ですが、同じく報告書8ページのB地点でございます。事後調査結果ですが、0.022mg/m³、予測結果0.03114mg/m³を下回ってございます。事後調査結果が予測結果を下回った理由ですけれども、今、基礎工事をやっている段階ですが、基礎工事を1カ月で集中して行う予定だったのですが、工期を3カ月ということで、平準化したことによりまして、建設機械の集中稼働の減少、また、1日当たりの工事用車両の減少によりまして、予測結果を下回ったと考えられます。

続きまして、騒音・振動でございます。

まず、1つ目、建設機械の稼働に伴います建設作業騒音及び振動ですが、こちらの調査地点ですが、報告書の26ページ、Aが調査地点となっております。騒音の事後調査結果ですが、74dBということで、予測値(66.1dB)を上回ってございます。この上回った理由ですが、鉄骨組立時に人の手によりまして、カンカンカンと打つ音が相当大きかったみたいで、これによる影響と考えられます。環境確保条例の勧告基準は下回ってございます。

振動の事後調査結果ですが、37dBということで、予測値及び勧告値を下回ってございます。下回った理由ですが、先ほども御説明しましたが、建設機械の集中稼働が行われなかったということで、下回ったと考えられます。

工事用車両の走行に伴います道路交通騒音及び振動ですけれども、こちらの調査地点は、報告書の26ページにあります、aからdの地点でございます。騒音の事後調査結果は、60～64dB、予測値とほぼ同程度でありました。また、環境基準を下回ってございます。

振動の事後調査結果ですが、33～46dBということで、予測値と同程度または下回ってございます。また、振動につきましても環境確保条例の規制基準を下回ってございます。

苦情についてですが、残業に伴う夜間に関する苦情が2件ほどございました。こちらにつきましても、極力、残業にならない形で工程を調整するとともに、残業となった場合に、騒音の原因と考えられます高圧洗浄機を使いまして、トラックのタイヤ等を洗っているのですが、これを低騒音の電気式に交換する等の対策をとっている。その結果、その後、同様の苦情はございませんという状況になってございます。近隣には住宅はないのですが、この苦情者は、近くを通った方がうるさいということで苦情を申し立てたという状況です。

事後調査報告書については以上になります。

上田アセスメント担当課長 それでは、続きまして、本日の資料の15ページ、変更届でございます。

事業名が、「菱光石灰工業株式会社八王子砕石工場採掘区域拡張事業」ですが、既にこれは今、事業をやっているところでございます。今回、拡張事業を行うに当たり、アセスメントを実施するものでございまして、答申日のところが空欄になっておりますけれども、今段階では、調査計画書が出ている段階で、これから評価書案が提出される段取りになっております。今回の変更届は10月17日に出されましたが、調査計画書の変更届でございまして。

所在地が八王子市美山町ほか。事業区域面積が180ha、年間採取量が146万t、採取期間が30年、30年間の採取量が4,380万tでございまして。採掘方法や生産品目についてはそこに出ているとおりでございまして。

事業計画の変更についてということで「菱光石灰工業株式会社の八王子砕石工場採掘区域拡張事業その2」というのがお手元にあると思います。

まず、1ページをご覧いただきたいのですが、そこに事業者の名称、代表者の氏名、事務所の所在地ということで記載がございまして、代表取締役が直前に変わっておりまして、そこに廣川茂樹と書かれておりますけれども、現在は社長が中原宏さんにかわっております。印刷が間に合わなかったものですから、これは誤ったまま、差しかえがきかず、このまま出させていただきましたが、次回以降に出てくる評価書の案については、代表取締役の氏名が変更されたもので出てくることになっております。

本日の資料の15ページに戻っていただきまして、変更の理由ですけれども、環境影響評価調査計画書の提出、これは平成23年8月にあったわけでございまして、以降、事業計画の具体化に向けて当初計画を詳細に検討していたところ、事業区域の南西側において残留緑地予定地の一部について民事上の理由と書いてありますが、地主さんの関係で相続が発生しまして、菱光が使用することが困難になったというものでございまして。

本日のお手元にございまして事業計画の変更についての5ページに上空からのカラー写真がございまして、もちろん北が上でございまして、南西側に四角くへこんだところがあると思うのですが、こここのところが1ha分へこみまして、その隣にちょっと出っ張ったところがありますが、これが1ha分かかって確保した土地でございまして、地主さんの関係で1ha分使えなくなった分をまた他所から1ha分使うことで、総面積は変わらないのですが、事業区域の形が変わってしまうものでございまして。変更の内容について、ただいま御説明したとおり、使用できない面積約1haを事業区域から除外し、隣接する同面積の緑地を代替地として確保したことにより事業区域の形状が一部変更になるものでございまして。

なお、事業計画に関するもの、事業面積、採掘量、事業期間などについては変更がないと

ということでございますが、現在提出されている調査計画書の中身について、事業区域の形状が一部変わるものでございます。

本日の資料の15ページの一番下ですが、環境影響評価項目の再評価の結果ということで、今回の事業計画の変更は、環境影響評価調査計画書で示した環境影響評価項目の選定及び調査の手法に影響を及ぼさないと考えられることから、事業計画の変更後の事業計画に基づき環境影響評価書案を作成するものでございます。

佐藤アセスメント担当課長 続きまして、都営村山団地（後期）建替事業の変更届になります。

本日の資料の16ページをご覧ください。

こちらにつきましても、先ほどの菱光石灰と同じで環境影響評価調査計画書が出た段階で、まだ評価書案等が出てきておりませんので、これから評価書案を作るに向けての変更届という形になってございます。

受理日ですが、平成25年10月1日に変更届を受理してございます。

事業の種類ですが、住宅団地の新設ということです。

計画地面積ですが、483,059㎡。住宅戸数ですが、20棟で約2,400戸になってございます。建物の高さですけれども、地上13階建てで、37mほどの高さになる形になってございます。工事予定期間ですが、平成27年度から平成42年度。供用開始予定ですが、平成29年度、できたものから順次供用していきまして、最終的に平成42年度に供用が終了する形になってございます。

今回の変更理由ですけれども、当該団地の住環境に配慮しまして、一部住棟を分散して配置することで団地内の広場等の充実を図るということで、公園を設けまして、緑の部分を増やしているというのが1つの変更理由になってございます。また、住戸規模の見直しにより住棟規模を精査したため。これは変更概要のところを見ていただきたいのですが、延床面積が約125,000㎡に123,000㎡からふえております。この増えた2,000㎡部分が一户当たりの広さをちょっとずつ増やしている。今、入っている住民の方からもうちょっと広くしてくださいという要望がありましたので、住戸規模を精査してございます。その結果、計画区域及び住棟配置計画が変わってございます。

変更の概要ですが、今も申し上げましたが、延床面積が12万3,000㎡から12万5,000㎡にふえております。また、住宅戸数が19棟から20棟に1棟増えている状況でございます。

「事業計画の変更について - 都営村山団地（後期）建替事業 - 」の8ページの図をご覧ください

さい。

左側の図が変更後、右側が変更前となっております。変更後の図を見ていただきたいのですが、赤丸でくくった部分が主な変更部分になってございます。まず、真ん中辺に小さい丸が3つありますが、これがもともと建物を建てる予定だったところを、建物を建てるのを取りやめまして、公園、緑地化している部分になってございます。ここの部分、3棟がまずなくなっている。さらに、赤い丸の一番右の丸を見ていただきたいのですが、そのわきには1棟残っているのですが、8ページの右の図の同じ部分を見ていただきたいのですが、3つの棟が連続して1棟になっているのですが、この3つのうち2つ分だけ潰しまして、1つは残す。この3つが、変更後の図を見ていただきたいのですが、左上の大きな丸に場所をかえるということで、3棟つくってございます。したがって、この部分は一部分割して建てておりますので、そのために1棟増えるということで、19棟が20棟になってございます。もともとこちらの新たに3棟建てる部分につきましては、関連施設で何かに使う予定だったのですが、それを団地で使う用地に変更している形になってございます。

本日の資料の16ページにお戻りください。

環境影響評価項目の再評価結果についてですけれども、今回の事業の変更につきましては、環境影響評価調査計画書で示しております環境影響評価項目の選定、また、調査手法に特に影響を及ぼさないと考えられます。したがって、今回の変更されました事業計画に基づきまして、環境影響評価書案を今後作成していくという形で、特に変更はないとなっております。

受理報告等については以上です。

田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

ただいま受理報告としまして、事後調査報告書3件、変更届2件等ございましたけれども、この御説明内容等につきまして、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

中杉委員 1番の調査計画書ですけれども、今回の対象事業の中にも浚渫工事が入るのですね。浚渫工事が入ると、浚渫工事が出てくる水底の底質、水底土砂については、廃棄物の中で適切に処理しなければいけないのですが、それについては建設発生土として扱っているのですか。法律上は建設発生土と違う形で、内容としてはほぼ同じですけれども、法律は違いますから、そこはきっちり分けて議論しないといけないのかなと思いますが。

佐藤アセスメント担当課長 分かりました。浚渫で出てきた土壌等につきましては、埋め

立ててまた使うみたいなことを聞いておりましたので、多分、建設発生土という形で扱っていたのかなと。

中杉委員 ただ、法律上、どう整理されるかはあれですけれども、水底土砂の場合には、廃掃法のほかに海防法が絡んでくる話なので、やり方の中身としてはほとんど変わらないのですが。

佐藤アセスメント担当課長 法律の扱いですね。

中杉委員 そういう意味では、別に分けたほうがいいのかどうか。これは東京都としての廃棄物としてどう整理されるのかで構わないと思いますが。

佐藤アセスメント担当課長 分かりました。では、それは整理させていただきます。

田中（正）第二部会長 その点につきましては、東京都でもう一度整理するということがありますか。

佐藤アセスメント担当課長 法律の部分につきましては、今、中杉先生のおっしゃった法律にあわせて整理をいたします。

田中（正）第二部会長 よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。

事後調査報告書等につきまして、御意見等ございませんか。

どうぞ。

羽染委員 13ページのIKEA立川建設事業の件で確認だけお願いしたいのですが、この工事の施行中その1という事後調査報告書になっています。大気汚染と騒音・振動しか挙がってきていないので、項目が少ないと思ったのですが、本報告書の37ページを見ると、工事中にその1、その2というまとめがあるということで、そのほか水質汚濁とか、その他の項目も全部出てくるということによろしいのかなということが分かったのですが、ちょっと言いたかったのは、大気汚染とか騒音・振動とか、予測値よりもかなり低い結果が出ているのですけれども、工事中の断面としてここを捉えるのが適当だったのかちょっと疑問に思うのですが、本報告書の5ページ目に事後調査結果の工程を変更したというのが書いてありまして、この断面は最初の工事の稼働の断面として一番適当な時期であったのかどうかをと確認したかったのですが。

佐藤アセスメント担当課長 先ほどもちょっと御説明したのですが、当初予定では、基礎工事を1カ月間でやる予定だったものを、前回の知事意見等で大気汚染のところでは建機の集中稼働、要は当然高いし、さらに寄与率が高いので、集中稼働をやめるようにという意見がご

ございましたし、騒音・振動のところで集中稼働をやめるようにという環境保全措置が出ておりましたので、その辺を総合的に判断しまして、工程変更になるのですが、工期を3カ月間に延ばした。そこで、もしかするとそのことによって、騒音・振動のピークが後ろにずれる可能性もないことはないのしょうけれども、基礎工事、あと、鉄骨工事の部分が建設機器の稼働が多いということで、低くなったけれども、この時期が不適切だったかということ、そうではないと考えてございます。

羽染委員 分かりました。知事意見を踏まえて、3カ月に工事を平準化して、一番適切な時期を選んだという理解でよろしいのですね。

佐藤アセスメント担当課長 はい。

田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

特に御発言がないようですので、受理関係につきましては、これで終わりにさせていただきます。

次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、事務局から、その他として御連絡をお願いいたします。

木村環境都市づくり課長 それでは、私から1点御報告がございます。

本日諮問の案件でございます「中央新幹線（東京都・名古屋市間）」環境影響評価準備書に関しまして、磁界につきましての専門的意見を伺う必要が生ずる可能性がございます。したがって、東京都環境影響評価条例第71条の規定に基づき、専門委員1名を置くことといたしました。資料につきましては、本日お配りの資料の最終ページ、17ページに参考資料がございます。こちらの一番下に下線が引いてございますが、10月28日付で東京慈恵会医科大学の名誉教授でいらっしゃいます清水英佑先生に専門委員を委嘱してございます。

なお、任期につきましては、本案件の答申の日までとしてございます。

また、もう1件、事務局から御提案申し上げたいと思います。

本日出席予定の義江委員でございますが、到着までもう少し時間がかかる状況でございます。したがって、今後の進行でございますけれども、ここで一旦休憩という形にさせていただきまして、御到着後に答申案等について最終的な審議をいただくことではいかがかと思っております。

それまで休憩という形にさせていただければと考えてございます。

田中（正）第二部会長 傍聴人の方はどうされますか。

木村環境都市づくり課長 休憩ですので、一旦こちらで退席していただくということで、御到着時点で改めて必要があれば入場していただくということです。

田中（正）第二部会長 傍聴の方は、ただいまのように取扱いさせていただきますので、一旦御退席をお願いしたいと思います。

それでは、今、事務局から御説明がありましたように、一旦休憩にいたしまして、義江委員が到着した時点で再開ということにさせていただきます。

では、よろしく願いいたします。

（傍聴人退室）

（休憩）

（義江委員到着）

（傍聴人入場、着席）

田中（正）第二部会長 それでは、審議を再開したいと思います。

本日のお手元の資料、会議次第の2ページ、別紙「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案についてですが、この内容につきまして、本審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

田中（正）第二部会長 それでは、そのようにさせていただきますので、事務局で答申書のかがみを朗読してください。

（「かがみ」を配付）

上田アセスメント担当課長 それでは、義江委員に御了解いただいたということで、かがみを読み上げさせていただきます。

25東環審第22号

平成25年10月29日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島圭二

「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について（答申）

平成25年5月17日付25環都環第62号（諮問第407号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げましたとおりでございます。

以上でございます。

田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読いただきましたとおり、知事に答申することにいたします。

以上をもちまして、本日の審議は終了いたします。

どうもありがとうございました。

（午前 11 時 59 分閉会）